

説明・協議事項（1）

| | |
|---------------|----|
| 11月定例教育委員会 資料 | |
| 令和7年11月25日（火） | |
| 担当課 | 各課 |

12市議会定例会の附議案について

12月市議会定例会において、以下のとおり附議案の提出を予定しています。

■予算

令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第4号） 【各課】P.3

■その他

議案第154号 鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 【学校教育課】P.13

議案第157号 鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について 【生涯学習・スポーツ課】P.15

【指定管理指定議案（協定ごとに説明します。 ※議案第169号～187号）】

（鳥取市河原町体育館ほか1施設） 【生涯学習・スポーツ課】P.18

議案第169号 鳥取市体育館の指定管理者の指定について

（鳥取市気高町勤労者体育センターほか12施設） 【生涯学習・スポーツ課】P.24

議案第170号 鳥取市体育館の指定管理者の指定について

議案第173号 鳥取市テニス場の指定管理者の指定について

議案第175号 鳥取市海洋センターの指定管理者の指定について

議案第181号 鳥取市多目的運動広場の指定管理者の指定について

議案第182号 鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について

議案第185号 鳥取市多目的スポーツ広場の指定管理者の指定について

（鳥取市国府町コミュニティセンターほか1施設） 【生涯学習・スポーツ課】P.33

議案第171号 鳥取市プールの指定管理者の指定について

議案第184号 鳥取市コミュニティ施設の指定管理者の指定について

（鳥取市武道館ほか2施設） 【生涯学習・スポーツ課】P.38

議案第172号 鳥取市テニス場の指定管理者の指定について

議案第177号 鳥取市立武道館の指定管理者の指定について

（鳥取市佐治町B&G海洋センターほか1施設） 【生涯学習・スポーツ課】P.43

議案第174号 鳥取市海洋センターの指定管理者の指定について

議案第180号 鳥取市多目的運動広場の指定管理者の指定について

| | |
|---------------------------------------|--------------------|
| (鳥取市歴史博物館・鳥取市因幡万葉歴史館) | 【文化財課】 P. 48 |
| 議案第 176 号 鳥取市歴史博物館の指定管理者の指定について | |
| 議案第 179 号 鳥取市因幡万葉歴史館の指定管理者の指定について | |
| (鳥取市弓道場) | 【生涯学習・スポーツ課】 P. 52 |
| 議案第 178 号 鳥取市立武道館の指定管理者の指定について | |
| (鳥取市あおや郷土館) | |
| 議案第 183 号 鳥取市あおや郷土館の指定管理者の指定について | 【文化財課】 P. 55 |
| (鳥取市さじコスモスの館) | 【生涯学習・スポーツ課】 P. 59 |
| 議案第 186 号 鳥取市さじコスモスの館の指定管理者の指定について | |
| (鳥取市若葉台スポーツセンター) | 【生涯学習・スポーツ課】 P. 63 |
| 議案第 187 号 鳥取市若葉台スポーツセンターの指定管理者の指定について | |
| 議案第 188 号 財産の取得について | 【生涯学習・スポーツ課】 P. 67 |

説明・協議事項(1)

令和7年度鳥取市一般会計補正予算(12月補正)について

| 資料 | |
|-----|------------|
| 年月日 | 令和7年11月25日 |
| 担当課 | 各課 |

単位:千円

| No | 事業名 | 所属名 | 補正前額 | 補正額 | 補正後額 | 補正額の財源内訳 | | | | 事業概要 |
|----|-------------------|-------|---------|--------|---------|----------|-----|-------|--------|--|
| | | | | | | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1 | 職員費(教育総務課、学校教育課) | 教育総務課 | 302,884 | 21,563 | 324,447 | 0 | 0 | 0 | 21,563 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 2 | 職員費(特別職) | 教育総務課 | 14,887 | ▲ 228 | 14,659 | 0 | 0 | 0 | ▲ 228 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 3 | 会計年度任用職員報酬(教育総務課) | 教育総務課 | 3,203 | ▲ 568 | 2,635 | 0 | 0 | 0 | ▲ 568 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 4 | 市立学校基金積立金 | 教育総務課 | 93 | 7 | 100 | 0 | 0 | 7 | 0 | 基金利子積立金の決算見込みによる補正。 ※その他財源は、基金積立金利子 |
| 5 | 小学校会計年度任用職員報酬 | 教育総務課 | 138,253 | ▲ 494 | 137,759 | 0 | 0 | 0 | ▲ 494 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 6 | 学校維持補修費(小学校・通常) | 教育総務課 | 41,372 | 10,194 | 51,566 | 0 | 0 | 2,397 | 7,797 | 各種点検結果に基づく不具合箇所の修繕等 (包括管理委託対象外の130万円/件以上の修繕)。 ・消防用設備 ・防火設備 ・R7.9.2落雷被害に伴う修繕経費。 (賀露小・火災受信機及び放送設備修繕) ※その他財源は、建物総合損害共済金 |
| 7 | 学校管理経費(小学校) | 教育総務課 | 102,694 | 3,686 | 106,380 | 0 | 0 | 0 | 3,686 | 屋内運動場のLED照明カバーが熱により融解し破損落下したことによる緊急撤去に要する委託料。 ・小学校4校(岩倉・世紀・津ノ井・明徳) |

| No | 事業名 | 所属名 | 補正前額 | 補正額 | 補正後額 | 補正額の財源内訳 | | | | 事業概要 |
|----|----------------|-------|---------|---------|---------|----------|-----|-----|---------|---|
| | | | | | | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 8 | 中学校会計年度任用職員報酬 | 教育総務課 | 45,219 | ▲ 253 | 44,966 | 0 | 0 | 0 | ▲ 253 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 9 | 学校管理経費(中学校) | 教育総務課 | 22,043 | 1,821 | 23,864 | 0 | 0 | 0 | 1,821 | 屋内運動場のLED照明カバーが熱により融解し破損落下したことに伴う緊急撤去に要する委託料。 ・中学校1校(南) |
| 10 | 放課後児童対策事業費 | 学校教育課 | 898,256 | 34 | 898,290 | 17 | 0 | 0 | 17 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 11 | 指導主事費(学校教育課) | 学校教育課 | 16,609 | 424 | 17,033 | 0 | 0 | 0 | 424 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 12 | 事務局運営費(学校教育課) | 学校教育課 | 6,512 | 662 | 7,174 | 5 | 0 | 0 | 657 | ① 人件費の決算見込みによる補正。 ② 弁護士費用331千円 (報酬金330千円、事務費1千円) ③ 財源更正(権限移譲事務交付金) |
| 13 | 語学指導等外国青年招致事業費 | 学校教育課 | 77,405 | ▲ 361 | 77,044 | 0 | 0 | 0 | ▲ 361 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 14 | 学校図書館活用推進事業費 | 学校教育課 | 184,673 | ▲ 4,325 | 180,348 | 0 | 0 | 0 | ▲ 4,325 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 15 | 複式学級対策事業費 | 学校教育課 | 48,862 | ▲ 4,735 | 44,127 | 0 | 0 | 0 | ▲ 4,735 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 16 | 教職員研修運営事業費 | 学校教育課 | 17,989 | 66 | 18,055 | 0 | 0 | 0 | 66 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 17 | 特別支援教育推進事業費 | 学校教育課 | 174,679 | ▲ 3,582 | 171,097 | 0 | 0 | 0 | ▲ 3,582 | 人件費の決算見込みによる補正。 |

| No | 事業名 | 所属名 | 補正前額 | 補正額 | 補正後額 | 補正額の財源内訳 | | | | 事業概要 |
|----|-----------------|---------|--------|---------|---------|----------|-----|-----|---------|--|
| | | | | | | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 18 | 児童生徒支援事業費 | 学校教育課 | 99,534 | 1,183 | 100,717 | 0 | 0 | 0 | 1,183 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 19 | 特別支援学級教育振興基金積立金 | 学校教育課 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 基金利子積立金の決算見込みによる補正。 ※その他財源は、基金積立金利子 |
| 20 | 学校働き方改革推進事業費 | 学校教育課 | 28,142 | 3 | 28,145 | 0 | 0 | 0 | 3 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 21 | 総合教育センター運営事業費 | 学校教育課 | 10,794 | 259 | 11,053 | 0 | 0 | 0 | 259 | ① 人件費の決算見込みによる補正。 ② 総合教育センター一体館のLED照明カバーが熱により融解し破損落下したことに伴う緊急撤去に要する委託料。 |
| 22 | 部活動推進事業費 | 学校教育課 | 39,266 | ▲ 2,936 | 36,330 | 0 | 0 | 0 | ▲ 2,936 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 23 | 事務局運営費(学校保健給食課) | 学校保健給食課 | 3,421 | 93 | 3,514 | 0 | 0 | 0 | 93 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 24 | 教育福祉振興基金積立金 | 学校保健給食課 | 2 | 117 | 119 | 0 | 0 | 117 | 0 | 基金利子積立金の決算見込みによる補正。 ※その他財源は、基金積立金利子 |
| 25 | 職員費(学校保健給食課) | 学校保健給食課 | 70,012 | 6,233 | 76,245 | 0 | 0 | 0 | 6,233 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 26 | 一般管理費(学校給食センター) | 学校保健給食課 | 93,078 | ▲ 431 | 92,647 | 0 | 0 | 0 | ▲ 431 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 27 | 学校給食未納対策費 | 学校保健給食課 | 3,308 | 51 | 3,359 | 0 | 0 | 0 | 51 | 人件費の決算見込みによる補正。 |

| No | 事業名 | 所属名 | 補正前額 | 補正額 | 補正後額 | 補正額の財源内訳 | | | | 事業概要 |
|----|--------------------------|------------|---------|---------|---------|----------|-------|-----|---------|--|
| | | | | | | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 28 | 学校給食運営事業費 【資料あり P8】 | 学校保健給食課 | 923,707 | 28,316 | 952,023 | 0 | 0 | 0 | 28,316 | ① 人件費の決算見込みによる補正。 ② 精米及び米飯供給価格の期中改定に伴う賄材料費の増。(470円/kg→770円/kg) ③学校給食の持続的な運営に向けた検討委員会に要する経費 |
| 29 | 埋蔵文化財調査費 | 文化財課 | 20,289 | 0 | 20,289 | 13 | 0 | 0 | ▲ 13 | 財源更正。 |
| 30 | 上寺地遺跡管理事業費 | 文化財課 | 52,127 | 1,485 | 53,612 | 0 | 1,300 | 0 | 185 | 上寺地遺跡整備事業に係る旧市営住宅解体にあたりアスベスト検出に伴う事業費の増。 |
| 31 | 職員費(生涯学習・スポーツ課、文化財課、分室) | 生涯学習・スポーツ課 | 203,078 | ▲ 6,041 | 197,037 | 0 | 0 | 0 | ▲ 6,041 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 32 | 青少年育成基金積立金 | 生涯学習・スポーツ課 | 28 | 23 | 51 | 0 | 0 | 23 | 0 | 基金利子積立金の決算見込みによる補正。 ※その他財源は、基金積立金利子 |
| 33 | 会計年度任用職員報酬(分室等) | 生涯学習・スポーツ課 | 50,289 | 517 | 50,806 | 0 | 0 | 0 | 517 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 34 | 文化センター施設管理費 【資料あり P9】 | 生涯学習・スポーツ課 | 132,325 | 1,419 | 133,744 | 0 | 0 | 0 | 1,419 | R7.7.22文化ホール空調故障による使用停止に伴う利用者及び指定管理者への補償に係る負担金。 |
| 35 | 職員費(さじアストロパーク) | 生涯学習・スポーツ課 | 27,820 | 3,992 | 31,812 | 0 | 0 | 0 | 3,992 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 36 | さじアストロパーク運営管理費 | 生涯学習・スポーツ課 | 38,575 | 385 | 38,960 | 0 | 0 | 0 | 385 | ① 人件費の決算見込みによる補正 ② 防火対象物点検結果に伴う修繕経費 |
| 37 | 市民総スポーツ運動費 | 生涯学習・スポーツ課 | 8,976 | 15,147 | 24,123 | 0 | 0 | 0 | 15,147 | 学校施設開放に伴い、小・中・義務教育学校体育館に設置しているスマート予約システムのサポート終了に伴う更新経費。 |

| No | 事業名 | 所属名 | 補正前額 | 補正額 | 補正後額 | 補正額の財源内訳 | | | | 事業概要 |
|----|-------------------|------------|--------|---------|--------|----------|-----|-----|---------|-----------------|
| | | | | | | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 38 | プール管理費 | 生涯学習・スポーツ課 | 6,988 | ▲ 357 | 6,631 | 0 | 0 | 0 | ▲ 357 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 39 | 会計年度任用職員報酬(市民図書館) | 中央図書館 | 98,942 | ▲ 1,427 | 97,515 | 0 | 0 | 0 | ▲ 1,427 | 人件費の決算見込みによる補正。 |
| 40 | 職員費(市民図書館) | 中央図書館 | 60,205 | 2,371 | 62,576 | 0 | 0 | 0 | 2,371 | 人件費の決算見込みによる補正。 |

| | | | | | | | |
|---|-----------|--------|-----------|----|-------|-------|--------|
| 計 | 4,066,541 | 74,314 | 4,140,855 | 35 | 1,300 | 2,545 | 70,434 |
|---|-----------|--------|-----------|----|-------|-------|--------|

令和7年度12月補正の概要

【米飯価格上昇に伴う賄材料費の増額】

例年、献立の工夫や食材の調達など、様々な手法によりやりくりしてきた。しかしながら、11月の米飯価格（R7新米）の急激な高騰に際し、給食（副食）を作ることが困難な状況。

【学校給食における米飯価格の推移】

| 年度 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|-------------------|--------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 相対取引価格 (60kg)円 | 12,715 | 13,866 (1.09倍) | 21,866 (1.58倍) | 35,000～ 37,000 |
| 提供価格 (1kg)円 | 307 | 325 (1.06倍) | 470 (1.45倍) | <u>770</u> (1.64倍) |

【11月からの1食あたりの主食単価】※週5回(米飯4回パン1回)の平均換算

小学校児童 96.39円 → 117.12円 (20.73円増)
中学校生徒 107.66円 → 133.58円 (25.92円増)

【賄材料費補正額】

11月～3月 給食日数 84回
小学校食数 1日:9,856食 → 17,163千円
中学校食数 1日:5,074食 → 11,047千円
合計 28,210千円

【学校給食の持続的な運営に向けた検討の場の設置】



○検討内容

- ・物価高騰に伴う適正な給食の単価
- ・地産地消や食育の推進に向けた計画
- ・地域でばらつきのある給食単価の統一

○委員構成(案)

- ・学識経験者【大学教授等】
- ・保護者の代表者(小・中)
- ・学校長の代表者(小・中)
- ・栄養教諭等の代表者
- ・市立学校給食センター所長の代表者
- ・行政職員の代表者
- ・その他教育委員会が必要と認める者

【委員会必要経費】

報償金、通信運搬費等 **75千円**

| | |
|---------------|------------|
| 11月定例教育委員会 資料 | |
| 年月日 | 令和7年11月25日 |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

予約者及び指定管理者への補償について (文化ホール空調不具合対応)

1 経過

令和6年11月、文化ホールにある空調（チラー2台のうち）1台について、フロン漏洩の不具合を確認。今年度は残りの1台のみで対応していたところ、もう1台についてもフロン漏洩の不具合が7月22日（火）朝に発生。今は、空調が2台とも利用できない状況。それにともない、文化ホールについて、夏季（7～9月）及び冬季（12～2月）を利用停止期間としています。

この空調の更新については、年度内での業務完了を予定していますが、利用停止期間中の利用者・指定管理者への補償について、12月補正にて対応します。

2 補償内容

文化ホールの利用停止にともない、ホール利用停止期間中の催事予約者に対し、会場変更等の協議を行っており、予約者には移転に伴う費用（会場使用料増額、印刷費、広告費など）を補償し、また、指定管理者には営業補償（会場移転に伴う使用料の減少）に関する負担をするよう進めています。

なお、予約者に対しては、指定管理者が立て替え（支払い）をしており、市からの補償負担金の支払いは指定管理者のみになります。

4 補償額（12月議会補正額）

金1,418,953円（税込み）（負担金、補助及び交付金 負担金）

【内訳】・予約者への補償：1,065,543円（19件）

・指定管理者への補償：353,410円（3件）

※冬季分の補償額については、現時点での見込みで算出しています。

5 その他

- ・12月議会後の負担金の支払いは、夏季分については1月、冬季分については3月の支払いを想定しています。
- ・空調更新について、既存機器は残置とし、新機器はホール横（公園側の花壇の部分）に設置する予定で進めています。

| 事業名 | 担当課 |
|------------------------|-------|
| G I G Aスクール運営支援センター事業費 | 学校教育課 |

[単位:千円]

| 限度額 | 期間 | 財源内訳 | | | | |
|--------|-----------|------|---|----|-----|--------|
| | | 国 | 県 | 起債 | その他 | 一般財源 |
| 16,473 | 令和7年度～8年度 | | | | | 16,473 |

[事業の目的]

1人1台端末による本格的な教育活動が展開される中、その円滑な運用を支え、子どもの学びを保障するための「運用面の支援」の強化が求められていることを踏まえ、児童生徒の情報活用能力や教職員のICT活用指導力向上を充実させ、より安定的な支援基盤の構築を目的に、本市では令和4年度からG I G Aスクール運営支援センターを委託運営してきた。

ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び（集合知の活用）」などの教育目標を掲げ、Society5.0時代を見据えた取組を進めており、学校及び教職員のICT端末利活用水準の引上げ及び発展活用に向けて、専門的かつ迅速な対応を行うために、プロポーザルにより業者選定を行うものである。

[事業の内容]

- ICT環境の整備と運用に関する支援を教育委員会及び学校に対し行うため次の業務を行う。
- ・ヘルプデスク（各種相談の総合受付及びコールセンター）の設置及び運営業務
 - ・校内ネットワーク環境に関する運用及び保守
 - ・端末に関する運用及び保守
 - ・各種アプリケーションに関する操作助言
 - ・チャット機能等を活用した技術的支援
 - ・その他ICT機器に関する運用及び保守業務など

[これまでの関連する取組]

- ・令和4年度鳥取市G I G Aスクール運営支援センター運用業務契約締結（プロポーザル）
- ・令和5年度鳥取市G I G Aスクール運営支援センター運用業務契約締結（随意契約）
- ・令和6年度鳥取市G I G Aスクール運営支援センター運用業務契約締結（プロポーザル）

[今後の取組]

12月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

令和8年2月 プロポーザル公告
3月 業者選定
4月 運用開始

| 事業名 | 担当課 |
|----------------------|-------|
| クラウド型セキュリティサービス活用事業費 | 学校教育課 |

[単位:千円]

| 限度額 | 期間 | 財源内訳 | | | | |
|--------|------------|------|---|----|-----|--------|
| | | 国 | 県 | 起債 | その他 | 一般財源 |
| 23,790 | 令和7年度～10年度 | | | | | 23,790 |

[事業の目的]

県内公立学校では、インターネット接続に共通ネットワーク「Torikyo-NET」を使用している。令和3年度から、G I G Aスクール構想に基づき、児童生徒の1人1台端末も当該ネットワークを経由し、高速回線（S I N E T）に接続して運用を行っている。

現在、県主導で導入したネットワークセキュリティサービスを活用し、悪質なサイトや不正通信の遮断を実施しているが、本サービス契約期間が令和8年3月31日に満了する。更新にあたり、県が主導して導入見込のセキュリティサービスを本市も活用し、児童生徒へ引き続き安心安全にインターネットを利用できる環境を提供する。

[事業の内容]

クラウド型セキュリティサービスを活用することで、児童生徒へ安心安全にインターネットを利用できる環境を確保しつつ、G I G Aスクール構想事業を円滑に進める。

マルウェアの感染可能性があるサイトや、改ざんされた危険なサイトへの接続を遮断とともに、仮に端末がマルウェア感染した場合でも、外部との不正な通信をブロックする機能を備えているサービスを導入する。なお、本機能は端末更新にあたり、国補助金交付の必須条件（ウェブフィルタリング機能の整備）となっているため、導入は不可欠である。

[これまでの関連する取組]

令和3年2月 県プロポーザル実施
4月 契約締結（令和3年度～令和7年度）
サービス開始

[今後の取組]

12月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

※県費による県共同調達実施

(令和7年10月 県共同調達 公告)
(12月 県共同調達 入札)
令和8年1月 落札業者と契約
3月まで 設定作業
4月 セキュリティサービス適用開始

| | |
|---------------|------------|
| 11月定例教育委員会 資料 | |
| 年月日 | 令和7年11月25日 |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

河原町コミュニティセンター（複合施設）建替え実施設計業務の予算繰越について

1 概要

河原町コミュニティセンター等複合化事業は、河原町コミュニティセンターほか3施設を複合化し、異なる機能の施設を集約することで、地域交流の増加、行事等を通じた地域コミュニティの形成に寄与することを目的としています。また、複合化により、共通機能（会議室、調理室等）部分が共用でき、床面積総量の縮減、稼働率向上、管理の効率化等も図ることができます。

今年度は、令和6年度末に納品された基本設計図をもとに、実施設計業務の発注に向けて関係課が集まり、利用者等の導線にも配慮しながら、より現実的な使用場面を想定した諸室の配置や面積の見直し等、利用環境の向上と費用低減の検討を進めてきました。また、電気と水道の引き込みについて、河原町総合支所と共有する設計（同一敷地内で引き込み1箇所）としていたところ、分けて引き込めるよう再度協議しました。これで同時に停電するなどのリスクを回避できます。これらの検討を行うために時間を要したことから、実施設計業務に伴う予算の繰越を行うものです。

※図面精密化業務：4,811千円

【複合化対象施設】

- ・河原町コミュニティセンター（昭和53年竣工）
- ・河原人権福祉センター（昭和51年竣工）
- ・河原町老人福祉センター（昭和52年竣工）
- ・河原歴史民俗資料館（昭和53年移築）

2 繰越金額（12月補正）

【繰越額】60,168千円（委託料 事務・事業等委託費）

【当初予算】64,979千円

3 今後のスケジュール

令和8年1～3月 実施設計入札準備

令和8年度 実施設計業務

令和9～10年度 建設工事、引越作業

議案第154号

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鳥取市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

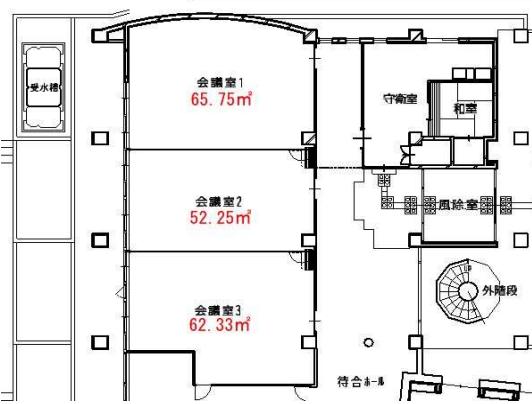
児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正による放課後児童健全育成事

業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うためである。

議案等説明調書

議案 第 号

委員会名 令和7年11月定例教育委員会

| 件名 | 鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|-------------|---|----|------|----|--------------|------------|----------|-------------|------------------|------------|---|-------------|----|--------------|------------|----------|-------------|-------------|
| 提案理由 | 鳥取市青谷町コミュニティセンターの改修に伴い施設使用料を変更するため、関係する条例の一部を改正するもの。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 時期理由 | 令和8年1月から会議室の利用を再開するため。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法等 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 内容 | <p>青谷町コミュニティセンター会議室の施設使用料を変更します。（別表第2関係）</p> <p>【変更前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前8時30分～午後5時</th> <th>午後5時～午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1、第2会議室</td> <td>1時間につき 150円</td> <td>1時間につき 300円</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>1時間につき 200円</td> <td>1時間につき 400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前8時30分～午後5時</th> <th>午後5時～午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1～第3会議室</td> <td>1時間につき 200円</td> <td>1時間につき 400円</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 区分 | 午前8時30分～午後5時 | 午後5時～午後10時 | 第1、第2会議室 | 1時間につき 150円 | 1時間につき 300円 | 第3会議室 | 1時間につき 200円 | 1時間につき 400円 | 区分 | 午前8時30分～午後5時 | 午後5時～午後10時 | 第1～第3会議室 | 1時間につき 200円 | 1時間につき 400円 |
| 区分 | 午前8時30分～午後5時 | 午後5時～午後10時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1、第2会議室 | 1時間につき 150円 | 1時間につき 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3会議室 | 1時間につき 200円 | 1時間につき 400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 午前8時30分～午後5時 | 午後5時～午後10時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1～第3会議室 | 1時間につき 200円 | 1時間につき 400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 施行期日 | <p>この条例は、令和8年1月1日から施行することとします。</p> <p>【施設概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>構造・面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ施設</td> <td>鳥取市青谷町コミュニティセンター</td> <td>青谷町青谷667番地</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造2階建 延床面積2,548.19m²（改修後） 平成5年度建築 </td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 区分 | 名称 | 所在地 | 構造・面積 | コミュニティ施設 | 鳥取市青谷町コミュニティセンター | 青谷町青谷667番地 | <ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造2階建 延床面積2,548.19m²（改修後） 平成5年度建築 | | | | | | | |
| 区分 | 名称 | 所在地 | 構造・面積 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コミュニティ施設 | 鳥取市青谷町コミュニティセンター | 青谷町青谷667番地 | <ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造2階建 延床面積2,548.19m²（改修後） 平成5年度建築 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 具体的な内容 |  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| |  <p>現在改修工事中の青谷町総合支所</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 これまでの経過等 | <p>青谷町コミュニティセンターは青谷町総合支所の一部として機能している施設である。庁舎は平成5年度の建築から30年以上が経過しており、施設が老朽化していることから施設の大規模改修を行うこととなった。改修工事によりコミュニティセンター内の会議室の面積が変わるため、施設使用料の変更を行うもの。</p> <p>令和7年11月末 庁舎改修工事完了 令和7年12月15日 改修後庁舎での業務開始 令和8年1月4日 コミュニティセンター会議室の利用再開</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 添付資料 | 改正案要綱、新旧対照表ほか | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当部署 | 教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課 (令和7年10月14日作成) | 担当課長名 | 浜田 哲弘 | 内線 | 2731 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 担当者名 | 梅谷 圭輔 | 内線 | 3250 | | | | | | | | | | | | | | | |

議案第157号

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第145号）の一部を次のように改正する。

別表第2鳥取市青谷町コミュニティセンターの部を次のように改める。

| | | | |
|------------------|-------------------|----------------|------------------|
| 鳥取市青谷町コミュニティセンター | 多目的ホール（控室含む。） | 1時間につき 700円 | 1時間につき 1,400円 |
| | 第1会議室、第2会議室、第3会議室 | 1時間につき 200円 | 1時間につき 400円 |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた使用の許可に係る使用料について適用し、同日前までになされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

鳥取市青谷町コミュニティセンターの施設使用料を変更するためである。

11月定例教育委員会 資料
令和7年11月25日(火)

鳥取市河原町総合体育館ほか1施設の指定管理者の指定について

1 公の施設名

鳥取市河原町総合体育館 鳥取市河原町勤労者体育館

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
(公募施設)

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市河原町渡一木 265番地13
(団体名) 株式会社風土資産研究会
(代表者名) 代表取締役 小林 久美

4 選定された団体の提案内容

（1）指定管理料

| | |
|------------|---------------------------------|
| 指定管理料総額 | 7 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 年度ごとの指定管理料 | 令和 8 年度 1 5 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| | 令和 9 年度 1 5 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| | 令和 1 0 年度 1 5 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| | 令和 1 1 年度 1 5 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| | 令和 1 2 年度 1 5 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |

（2）事業内容等

- ・鳥取市河原町総合体育館及び鳥取市河原町勤労者体育館が地域の施設として親近感・信頼感を得ることで、利用の促進と地域連携の強化を図ります。
 - ・人材育成に注力することで職員の作業効率を高め、人件費など施設の維持管理にかかるコストの削減に努めます。
 - ・自主事業として各種スポーツ教室・大会、イベントを開催することでサービスの向上及び魅力の創出を図ります。

5 選定の理由

2団体から団体申請書類提出、提案説明を受け、質疑応答を行い審査選考した結果、出席したすべての委員で評価点が高かった「株式会社風土資産研究会」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会

7 審査項目及び配点

| 審查項目 | 配点 |
|------|----|
|------|----|

| | |
|--|------|
| 1 管理運営の基本的な考え方 | |
| ①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5 点 |
| ②市民の平等な利用が確保されているか | 5 点 |
| 2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関するこ | |
| ①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 5 点 |
| ②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5 点 |
| ③外部委託の範囲は適正であるか | 5 点 |
| ④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 5 点 |
| ⑤経費削減や業務効率化の方策が優れているか | 5 点 |
| ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5 点 |
| 3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関するこ | |
| ①安定した運営ができる財務状況か | 5 点 |
| ②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5 点 |
| ③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 5 点 |
| ④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 5 点 |
| ⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5 点 |
| ⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 5 点 |
| 4 地域及び市民に対する貢献 | |
| ① 鳥取市内に本店又は主たる事務所を置いているか | 2 点 |
| ② 地元との連携や協働による事業や社会貢献活動など、具体的な提案があるか | 5 点 |
| ③ 市民を雇用する計画があるか（現在の施設従事者の継続雇用に配慮されているか） | 3 点 |
| 5 その他 | |
| ① 関係法令にかかる監督行政機関から指導等を受けていないか | 2 点 |
| ② 障がい者雇用について法定雇用率を満たしている若しくは障がい者雇用の義務のない法人等で障がい者を雇用しているか | 2 点 |
| ③ 障がい者就労支援施設等を活用（清掃業務の委託、物品の調達等）する計画があるか | 2 点 |
| ④ 鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の認定を受けてい、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか | 2 点 |
| ⑤ 環境に配慮した取り組みがなされているか（ISO14001・TEAS I 種規格やそれに同等の環境配慮活動の認証を受けている、又は指定管理期間開始までに認証予定であるか） | 2 点 |
| 配点合計 | 90 点 |

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | 得点 |
|-----|------|------|----|
|-----|------|------|----|

| | | ア | イ | ウ | エ | オ | カ | 合計 |
|-------------|--|---|---|---|---|---|---|-----|
| 株式会社風土資産研究会 | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 3 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | 304 |
| | 1-②市民の平等な利用が確保されているか | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 3 | 4 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 4 | 3 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 3 | 3 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 4 | 3 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 4 | 4 | 4 | — | 3 | 3 | |
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 3 | 3 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 3-⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 4-①鳥取市内に本店又は主たる事務所を置いているか | 2 | 2 | 2 | — | 2 | 2 | |
| | 4-②地元との連携や協働による事業や社会貢献活動など、具体的な提案があるか | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 4-③市民を雇用する計画があるか（現在の施設従事者の継続雇用に配慮されているか） | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 5-①関係法令にかかる監督行政機関から指導等を受けていないか | 2 | 2 | 2 | — | 2 | 2 | |
| | 5-②障がい者雇用について法定雇用率を満たしている若しくは障がい者雇用の義務のない法人等で障がい者を雇用しているか | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | |
| | 5-③障がい者就労支援施設等を活用（清掃業務の委託、物品の調達等）する計画があるか | 2 | 2 | 2 | — | 2 | 2 | |
| | 5-④鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の認定を受けている、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか | 2 | 2 | 2 | — | 2 | 2 | |
| | 5-⑤環境に配慮した取り組みがなされているか（ISO14001・TEAS I種規格やそれに同等の環境配慮活動の認証を受けている、又は指定管理期間開始までに認証予定であるか） | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | |

| | | | | | | | | |
|--|----|----|----|----|---|----|----|--|
| | 計 | 62 | 64 | 57 | — | 64 | 57 | |
| | 順位 | 1 | 1 | 1 | — | 1 | 1 | |

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | | | | | | 得点 合計 |
|-------|---|------|---|---|---|---|---|----------|
| | | ア | イ | ウ | エ | オ | 力 | |
| 応募団体A | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 2 | 274 |
| | 1-②市民の平等な利用が確保されているか | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 4 | 3 | 2 | — | 3 | 3 | |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 2 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 2 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 4 | 3 | 2 | — | 3 | 2 | |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 4 | 3 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 3 | 3 | 2 | — | 3 | 3 | |
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 3 | 4 | 2 | — | 3 | 3 | |
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 4 | 3 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 3 | 3 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 4-①鳥取市内に本店又は主たる事務所を置いているか | 2 | 2 | 2 | — | 2 | 2 | |
| | 4-②地元との連携や協働による事業や社会貢献活動など、具体的な提案があるか | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 4-③市民を雇用する計画があるか（現在の施設従事者の継続雇用に配慮されているか） | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 5-①関係法令にかかる監督行政機関から指導等を受けていないか | 2 | 2 | 2 | — | 2 | 2 | |
| | 5-②障がい者雇用について法定雇用率を満たしている若しくは障がい者雇用の義務のない法人等で障がい者を雇用しているか | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | |
| | 5-③障がい者就労支援施設等を活用（清掃業務の委託、物品の調達等）する計画があるか | 2 | 2 | 2 | — | 2 | 2 | |
| | 5-④鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の認定を受けている、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか | 2 | 2 | 2 | — | 2 | 2 | |

| | | | | | | | | |
|--|--|----|----|----|---|----|----|--|
| | 5-⑤環境に配慮した取り組みがなされているか（ISO14001・TEAS I種規格やそれに同等の環境配慮活動の認証を受けている、又は指定管理期間開始までに認証予定であるか） | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | |
| | 計 | 58 | 58 | 50 | — | 56 | 52 | |
| | 計 | 2 | 2 | 2 | — | 2 | 2 | |

議案第169号

鳥取市体育館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市体育館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

1 施設の名称

鳥取市河原町総合体育館

鳥取市河原町勤労者体育館

2 指定管理者

(1) 所在地 鳥取市河原町渡一木256番地13

(2) 名称 株式会社風土資産研究会

(3) 代表者名 代表取締役 小林久美

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市体育館の指定管理者の指定について議決を得るためである。

| |
|----------------|
| 11月定例教育委員会 資料 |
| 令和7年11月25日(火) |
| 担当課 生涯学習・スポーツ課 |

鳥取市気高町勤労者体育センターほか12施設の指定管理者の指定について

1 公の施設名

鳥取市気高町勤労者体育センター
 鳥取市気高町農業者トレーニングセンター
 鳥取市気高町B & G海洋センター
 鳥取市気高町運動広場
 鳥取市気高町龍見台テニスコート
 鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター
 鳥取市鹿野町B & G海洋センター
 鳥取市鹿野町運動広場
 鳥取市青谷町グラウンド
 鳥取市青谷町グラウンドテニスコート
 鳥取市青谷町農村広場
 鳥取市青谷町体育館
 鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)
 (公募施設)

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市青谷町露谷50番地
 (団体名) 特定非営利活動法人鹿の助スポーツクラブ
 (代表者名) 代表理事 谷口 一真

4 選定された団体の提案内容

(1) 指定管理料

| | |
|------------------|--------------|
| 指定管理料総額 | 256,275,000円 |
| 年度ごとの指定管理料 令和8年度 | 51,255,000円 |
| 令和9年度 | 51,255,000円 |
| 令和10年度 | 51,255,000円 |
| 令和11年度 | 51,255,000円 |
| 令和12年度 | 51,255,000円 |

(2) 事業内容等

- ・地域の健康づくりを住民主導で行っていくことを目指します。
- ・地域に根差す団体として、地域の20年先の未来を見据えた住民協働の管理運営を行っていきたいと考えています。除草やグラウンド整備については職員が地域住民や利用者の協力をいただきながら実施することで施設の維持管理にかかるコストの削減に努めます。
- ・施設の適切な維持管理に努めることはもとより、各種スポーツ教室や大会、

地域行事を自主事業として実施していきます。

5 選定の理由

申請書類提出、提案説明を受け、質疑応答を行い審査選考した結果、施設の管理運営について実績があり、応募申請書での前向きな提案が評価された「特定非営利活動法人鹿の助スポーツクラブ」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会

7 審査項目及び配点

| 審査項目 | 配点 |
|------------------------------------|-----|
| 1 管理運営の基本的な考え方 | |
| ①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5点 |
| ②市民の平等な利用が確保されているか | 5点 |
| 2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関するこ | |
| ①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 5点 |
| ②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5点 |
| ③外部委託の範囲は適正であるか | 5点 |
| ④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 5点 |
| ⑤経費削減や業務効率化の方策が優れているか | 5点 |
| ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5点 |
| 3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関するこ | |
| ①安定した運営ができる財務状況か | 5点 |
| ②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5点 |
| ③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 5点 |
| ④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 5点 |
| ⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5点 |
| ⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 5点 |
| 配点合計 | 70点 |

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | | | | | | 得点合計 |
|---------|----------------------------|------|---|---|---|---|---|------|
| | | ア | イ | ウ | エ | オ | 力 | |
| 鳥取市弓道協会 | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 1-②市民の平等な利用が確保されているか | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 4 | |

| | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|----|----|----|---|----|----|-----|
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 4 | 4 | 4 | — | 3 | 4 | 241 |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 4 | 3 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 3 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 4 | |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 4 | 3 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 4 | |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 3 | 3 | 4 | — | 4 | 3 | |
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 4 | 3 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 3 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 4 | 3 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 3-⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 計 | 51 | 50 | 45 | — | 51 | 53 | |

議案第 170 号

鳥取市体育館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、鳥取市体育館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

鳥取市長 深澤 義彦

1 施設の名称

鳥取市気高町勤労者体育センター

鳥取市青谷町体育館

2 指定管理者

(1) 所在地 鳥取市青谷町露谷 50 番地

(2) 名称 特定非営利活動法人鹿の助スポーツクラブ

(3) 代表者名 代表理事 谷口 一真

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、鳥取市体育館の指定管理者の指定について議決を得るためである。

議案第 173 号

鳥取市テニス場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、鳥取市テニス場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

鳥取市長 深澤 義彦

1 施設の名称

鳥取市気高町龍見台テニスコート

鳥取市青谷町グラウンドテニスコート

2 指定管理者

(1) 所在地 鳥取市青谷町露谷 50 番地

(2) 名称 特定非営利活動法人鹿の助スポーツクラブ

(3) 代表者名 代表理事 谷 口 一 真

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、鳥取市テニス場の指定管理者の指定について議決を得るためである。

議案第175号

鳥取市海洋センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市海洋センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

1 施設の名称

鳥取市気高町B&G海洋センター

鳥取市鹿野町B&G海洋センター

2 指定管理者

(1) 所在地 鳥取市青谷町露谷50番地

(2) 名称 特定非営利活動法人鹿の助スポーツクラブ

(3) 代表者名 代表理事 谷口一真

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市海洋センターの指定管理者の指定について議決を得るためである。

議案第181号

鳥取市多目的運動広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市多目的運動広場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

1 施設の名称

鳥取市気高町運動広場

鳥取市鹿野町運動広場

鳥取市青谷町農村広場

2 指定管理者

(1) 所在地 鳥取市青谷町露谷50番地

(2) 名称 特定非営利活動法人鹿の助スポーツクラブ

(3) 代表者名 代表理事 谷口一真

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市多目的運動広場の指定管理者の指定について議決を得るためである。

議案第182号

鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤 義彦

1 施設の名称

鳥取市気高町農業者トレーニングセンター

鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター

鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター

2 指定管理者

(1) 所在地 鳥取市青谷町露谷50番地

(2) 名称 特定非営利活動法人鹿の助スポーツクラブ

(3) 代表者名 代表理事 谷口一真

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について議決を得るためである。

議案第185号

鳥取市多目的スポーツ広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市多目的スポーツ広場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

1 施設の名称

鳥取市青谷町グラウンド

2 指定管理者

- (1) 所在地 鳥取市青谷町露谷50番地
- (2) 名称 特定非営利活動法人鹿の助スポーツクラブ
- (3) 代表者名 代表理事 谷口一真

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市多目的スポーツ広場の指定管理者の指定について議決を得るためである。

| | |
|---------------|------------|
| 11月定例教育委員会 資料 | |
| 令和7年11月25日(火) | |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

鳥取市国府町コミュニティセンターほか1施設の指定管理者の指定について

1 公の施設名

鳥取市国府町コミュニティセンター
鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)
(公募施設)

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市西町二丁目311番地
(団体名) 一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
(代表者名) 理事長 中村英夫

4 選定された団体の提案内容

(1) 指定管理料

| | |
|------------|--------------------|
| 指定管理料総額 | 159,012,000円 |
| 年度ごとの指定管理料 | 令和8年度 30,049,000円 |
| | 令和9年度 30,239,000円 |
| | 令和10年度 31,599,000円 |
| | 令和11年度 32,869,000円 |
| | 令和12年度 34,256,000円 |

(2) 事業内容等

- 多くの方に安全安心にご利用いただけるよう、常駐する職員はもとより、法人が集積したノウハウを結集し、安全第一の施設管理を行います。
- 地域の文化活動の拠点機能を発揮するため、地域のコミュニティ活動等での成果発表の場として、多目的ホールや会議室等の利用促進、ロビーや、展示スペースの有効活用等を行います。
- 地域の文化振興及び福祉の増進並びに利用促進を図るため、施設を有効活用し、ホールコンサート「きなんせ」等の事業を開催します。

5 選定の理由

申請書類提出、提案説明を受け、質疑応答を行い審査選考した結果、施設の管理運営について実績があり、応募申請書での前向きな提案が評価された「一般財団法人鳥取市教育福祉振興会」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会

7 審査項目及び配点

| 審査項目 | 配点 |
|------------------------------------|-----|
| 1 管理運営の基本的な考え方 | |
| ①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5点 |
| ②市民の平等な利用が確保されているか | 5点 |
| 2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関するこ | |
| ①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 5点 |
| ②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5点 |
| ③外部委託の範囲は適正であるか | 5点 |
| ④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 5点 |
| ⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 5点 |
| ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5点 |
| 3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関するこ | |
| ①安定した運営ができる財務状況か | 5点 |
| ②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5点 |
| ③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 5点 |
| ④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 5点 |
| ⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5点 |
| ⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 5点 |
| 配点合計 | 70点 |

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | | | | | | 得点 合計 |
|-----------------|--------------------------------------|------|---|---|---|---|---|----------|
| | | ア | イ | ウ | エ | オ | カ | |
| (一財) 鳥取市教育福祉振興会 | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 4 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | 261 |
| | 1-②市民の平等な利用が確保されているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 3 | 3 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 5 | 3 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 4 | 4 | 4 | — | 3 | 4 | |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 4 | 3 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |

| | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|----|----|----|---|----|----|--|
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 4 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 3 | 3 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 4 | 3 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 3-⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 5 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 計 | 56 | 51 | 47 | — | 54 | 53 | |

議案第171号

鳥取市プールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市プールの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

1 施設の名称

鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール

2 指定管理者

- (1) 所在地 鳥取市西町二丁目311番地
- (2) 名称 一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
- (3) 代表者名 理事長 中村英夫

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市プールの指定管理者の指定について議決を得るためである。

議案第184号

鳥取市コミュニティ施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市コミュニティ施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤 義彦

1 施設の名称

鳥取市国府町コミュニティセンター

2 指定管理者

- (1) 所在地 鳥取市西町二丁目311番地
- (2) 名称 一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
- (3) 代表者名 理事長 中村英夫

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市コミュニティ施設の指定管理者の指定について議決を得るためである。

| |
|----------------|
| 11月定例教育委員会 資料 |
| 令和7年11月25日(火) |
| 担当課 生涯学習・スポーツ課 |

鳥取市武道館ほか2施設の指定管理者の指定について

1 公の施設名

鳥取市武道館
鳥取市千代テニス場
鳥取市城北テニス場

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)
(公募施設)

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市西町二丁目311番地
(団体名) 一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
(代表者名) 理事長 中村英夫

4 選定された団体の提案内容

(1) 指定管理料

| | |
|------------------|--------------|
| 指定管理料総額 | 124,868,000円 |
| 年度ごとの指定管理料 令和8年度 | 22,953,000円 |
| 令和9年度 | 23,898,000円 |
| 令和10年度 | 24,893,000円 |
| 令和11年度 | 25,961,000円 |
| 令和12年度 | 27,163,000円 |

(2) 事業内容等

- ・団体で培ってきたノウハウを生かし、適切な施設の管理・運営及びサービス向上に取り組んでいきます。
- ・武道館等の利用者の増加対策として、武道連盟等の関係団体との連携・協働や小中学生の初心者及び高齢者対象の事業を実施することで新規利用者の獲得に努めます。
- ・自主事業については、鳥取市の武道の拠点として、武道教室(柔道教室・剣道教室、健康スポーツ教室、初心者対象の武道体験会、柔道・剣道実技指導講習会及び柔道安全講習会)を実施することで市民の体力向上と健康増進、スポーツの普及発展及び豊かな人間性の育成を目指していきます。

5 選定の理由

申請書類提出、提案説明を受け、質疑応答を行い審査選考した結果、施設の管理運営について実績があり、応募申請書での前向きな提案が評価された「一般財団法人鳥取市教育福祉振興会」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会

7 審査項目及び配点

| 審査項目 | 配点 |
|------------------------------------|-----|
| 1 管理運営の基本的な考え方 | |
| ①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5点 |
| ②市民の平等な利用が確保されているか | 5点 |
| 2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関するこ | |
| ①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 5点 |
| ②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5点 |
| ③外部委託の範囲は適正であるか | 5点 |
| ④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 5点 |
| ⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 5点 |
| ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5点 |
| 3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関するこ | |
| ①安定した運営ができる財務状況か | 5点 |
| ②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5点 |
| ③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 5点 |
| ④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 5点 |
| ⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5点 |
| ⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 5点 |
| 配点合計 | 70点 |

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | | | | | | 得点合計 |
|-----------------|--------------------------------------|------|---|---|---|---|---|------|
| | | ア | イ | ウ | エ | オ | カ | |
| (一財) 鳥取市教育福祉振興会 | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | 266 |
| | 1-②市民の平等な利用が確保されているか | 5 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 3 | 4 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 4 | 3 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 3 | 3 | 3 | — | 4 | 3 | |

| | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|----|----|----|---|----|----|--|
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 4 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 4 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 4 | 3 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 3-⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 4 | 3 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 計 | 58 | 52 | 48 | — | 55 | 53 | |

議案第172号

鳥取市テニス場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市テニス場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

1 施設の名称

鳥取市千代テニス場

鳥取市城北テニス場

2 指定管理者

(1) 所在地 鳥取市西町二丁目311番地

(2) 名称 一般財団法人鳥取市教育福祉振興会

(3) 代表者名 理事長 中村英夫

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市テニス場の指定管理者の指定について議決を得るためである。

議案第177号

鳥取市立武道館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市立武道館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

1 施設の名称

鳥取市武道館

2 指定管理者

- (1) 所在地 鳥取市西町二丁目311番地
- (2) 名称 一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
- (3) 代表者名 理事長 中村英夫

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市立武道館の指定管理者の指定について議決を得るためである。

11月定例教育委員会 資料
令和7年11月25日(火)

鳥取市佐治町 B&G 海洋センターほか1施設の指定管理者の指定について

1 公の施設名

鳥取市佐治町 B&G 海洋センター

鳥取市佐治町多目的運動広場

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(公募施設)

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 烏取市佐治町加瀬木2519番地13

(団体名) 株式会社さじ貳拾壹

(代表者名) 代表取締役 小谷 繁喜

4 選定された団体の提案内容

(1) 指定管理料

指定管理料総額 67,830,000円

年度ごとの指定管理料 令和8年度 13,566,000円

令和9年度 13,566,000円

令和10年度 13,566,000円

令和11年度 13,566,000円

令和12年度 13,566,000円

（2）事業內容等

- ・団体で培ってきたノウハウを生かし、適切な施設の管理・運営及び利用者サービスの向上に取り組みます。
 - ・施設を地域のスポーツ振興、市民交流の重要な拠点として位置づけ、周辺施設や各地域団体・地域住民などのネットワーク化をはかり、運営を開いていきます。
 - ・スポーツ大会や夏休み期間に小学生を対象に実施するB & G塾といった自主事業を継続していきたいと考えています。

5 選定の理由

申請書類提出、提案説明を受け、質疑応答を行い審査選考した結果、施設の管理運営について実績があり、応募申請書での前向きな提案が評価された「株式会社さじ式拾壹」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会

7 審査項目及び配点

| 審査項目 | 配点 |
|------------------------------------|-----|
| 1 管理運営の基本的な考え方 | |
| ①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5点 |
| ②市民の平等な利用が確保されているか | 5点 |
| 2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関するこ | |
| ①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 5点 |
| ②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5点 |
| ③外部委託の範囲は適正であるか | 5点 |
| ④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 5点 |
| ⑤経費削減や業務効率化の方策が優れているか | 5点 |
| ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5点 |
| 3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関するこ | |
| ①安定した運営ができる財務状況か | 5点 |
| ②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5点 |
| ③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 5点 |
| ④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 5点 |
| ⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5点 |
| ⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 5点 |
| 配点合計 | 70点 |

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | | | | | | 得点合計 |
|---------|--------------------------------------|------|---|---|---|---|---|------|
| | | ア | イ | ウ | エ | オ | カ | |
| 鳥取市弓道協会 | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | 241 |
| | 1-②市民の平等な利用が確保されているか | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 4 | |
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 4 | |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 4 | 3 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 3 | 3 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化の方策が優れているか | 3 | 3 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 4 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 4 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | |

| | | | | | | | | |
|--|----------------------------------|----|----|----|---|----|----|--|
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・ 人員配置となっているか | 3 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に 確保されているか | 4 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十 分に考えられているか | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-⑥個人情報の保護への対応、情報 の公開への対応は十分か | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 計 | 49 | 50 | 44 | — | 49 | 49 | |

議案第174号

鳥取市海洋センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市海洋センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

1 施設の名称

鳥取市佐治町B&G海洋センター

2 指定管理者

(1) 所在地 鳥取市佐治町加瀬木2519番地3

(2) 名称 株式会社さじ式拾壹

(3) 代表者名 代表取締役 小谷繁喜

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市海洋センターの指定管理者の指定について議決を得るためである。

議案第180号

鳥取市多目的運動広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市多目的運動広場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

1 施設の名称

鳥取市佐治町多目的運動広場

2 指定管理者

(1) 所在地 鳥取市佐治町加瀬木2519番地3

(2) 名称 株式会社さじ式拾壱

(3) 代表者名 代表取締役 小谷繁喜

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市多目的運動広場の指定管理者の指定について議決を得るためである。

| | |
|---------------|-----------|
| 1 1月定例教育委員会資料 | |
| 令和 7年 11月25日 | |
| 担当課 | 教育委員会文化財課 |

指定管理者候補の選定について

議案第176号 鳥取市歴史博物館の指定管理者の指定について
 議案第179号 鳥取市因幡万葉歴史館の指定管理者の指定について

1 公の施設名

鳥取市歴史博物館
 鳥取市因幡万葉歴史館

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市栄町655番地
 (団体名) 公益財団法人鳥取市文化財団
 (代表者名) 理事長 木 谷 清 人

4 選定された団体の提案内容

(1) 指定管理料

指定管理料総額 897,170,000円

年度ごとの指定管理料

| | |
|--------|--------------|
| 令和 8年度 | 179,434,000円 |
| 令和 9年度 | 179,434,000円 |
| 令和10年度 | 179,434,000円 |
| 令和11年度 | 179,434,000円 |
| 令和12年度 | 179,434,000円 |

(2) 事業内容等

①鳥取市歴史博物館

メインテーマ「人とつながる地域とつながる博物館」

展示開催事業

| | |
|--------|--|
| 令和 8年度 | 『科学捜査展』『病と死～コロナ・流行性感冒・前近代の病～』 |
| 令和 9年度 | 『大雲院の宝物』『元谷督太郎写真展』 |
| 令和10年度 | 『館蔵品展 V～先人が遺してくれたもの～』『鳥取を掘る～鳥取市の発掘調査最前線』 |
| 令和11年度 | 『占領期の鳥取』『福部町の歴史・文化』 |
| 令和12年度 | 『鳥取市指定文化財展』『錦絵の世界』 |

教育普及事業

観光コンベンション協会との連携事業

総合教育センターとの連携事業
不登校児童・生徒の学習の場の提供 等
収集保存事業
調査研究事業
②鳥取市因幡万葉歴史館
メインテーマ「万葉文化と因幡国府の歴史薫るミュージアム」
展示開催事業
令和8年度～令和12年度
『国府の記憶・記録展』『国府の人物史展』
『魅力再発見！池田家墓所の歴史』『マンガ万葉集作家展』
『佐々木良作品展』『万葉植物写真展』
『福田典高作品展』『万葉の庭写真コンクール作品展』
『開館35周年記念「伊福部昭展」「言靈の人大判家持出版記念』
『因幡の傘踊り・麒麟獅子舞展示』 等
教育普及事業
各種講座（歴史探求講座等）の開催
開館35周年伊福部昭生誕記念コンサート、万葉の世界を写そう 等
収集保存事業
調査研究事業

5 選定の理由

本施設は、「鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱」第4-1-（2）「特に専門的な事業を行い、事業に係るノウハウや人材のネットワークが、相当程度蓄積されている施設」に該当し、公募によらないで指定管理者候補者の選考を行いました。

安定的な管理運営が評価されたため、「（公財）鳥取市文化財団」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会

7 審査項目及び配点

| 審査項目 | 配点 |
|------------------------------|----|
| 1 管理運営の基本的な考え方 | |
| ①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5点 |
| ②市民の平等な利用が確保されているか | 5点 |
| 2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関するこ | |
| ①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか | 5点 |
| ②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5点 |
| ③外部委託の範囲は適正であるか | 5点 |

| | |
|--|----------------|
| ④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 5点 |
| ⑤経費削減や業務効率化の方策が優れているか | 5点 |
| ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5点 |
| 3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関するこ | |
| ①安定した運営ができる財務状況か | 5点 |
| ②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5点 |
| ③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 5点 |
| ④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 5点 |
| ⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5点 |
| ⑥情報の公開への対応、個人情報の保護への対応は十分か | 5点 |
| 4 地域及び市民に対する貢献 | |
| ①鳥取市内に本店又は主たる事務所を置いているか | 2点 |
| ②地元との連携や協働による事業や社会貢献活動など、具体的な提案があるか | 5点 |
| ③市民を雇用する計画があるか（現在の施設従事者の継続雇用に配慮されているか） | 3点 |
| 5 その他 | |
| ①関係法令にかかる監督行政機関から指導等を受けていないか | 2点 |
| ②障がい者雇用について法定雇用率を満たしている若しくは障がい者雇用の義務のない法人等で障がい者を雇用しているか | 2点 |
| ③障がい者就労支援施設等を活用（清掃業務の委託、物品の調達等）する計画があるか | 2点 |
| ④鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の認定を受けてい、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか | 2点 |
| ⑤環境に配慮した取り組みがなされているか（IS014001・TEAS I種規格やそれに同等の環境配慮活動の認証を受けている、又は指定管理期間開始までに認証予定であるか） | 2点 |
| 6 現指定管理者の管理実績評価 | 上記1～5の得点合計の10% |
| 配点合計 | 99点 |

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | | | | | | 得点合計 |
|--------------------|----------------------------|------|---|---|---|---|---|------|
| | | ア | イ | ウ | エ | オ | カ | |
| 公益財団 法人 鳥取市文 | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 4 | 4 | 3 | | 4 | 4 | 19 |

| | | | | | | | | |
|-----|-------------------------------|----|----|----|--|----|----|-----|
| 化財団 | 1-②市民の平等な利用が確保されているか | 4 | 4 | 3 | | 3 | 4 | 18 |
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか | 4 | 4 | 4 | | 4 | 4 | 20 |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 4 | 4 | 4 | | 4 | 4 | 20 |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 4 | 3 | 4 | | 4 | 4 | 19 |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 3 | 4 | 3 | | 3 | 4 | 17 |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 3 | 3 | 3 | | 3 | 4 | 16 |
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 4 | 4 | 3 | | 3 | 4 | 18 |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 4 | 4 | 3 | | 4 | 4 | 19 |
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 4 | 3 | 4 | | 4 | 4 | 19 |
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 4 | 3 | 3 | | 4 | 4 | 18 |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 4 | 4 | 3 | | 4 | 4 | 19 |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 4 | 4 | 3 | | 4 | 4 | 19 |
| | 3-⑥情報の公開への対応、個人情報の保護への対応は十分か | 4 | 3 | 3 | | 4 | 4 | 18 |
| | 計 | 54 | 51 | 46 | | 52 | 56 | 259 |

| | |
|---------------|------------|
| 11月定例教育委員会 資料 | |
| 令和7年11月25日(火) | |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

鳥取市弓道場の指定管理者の指定について

1 公の施設名

鳥取市弓道場

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
(公募施設)

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市布勢233番地1
(団体名) 鳥取市弓道協会
(代表者名) 会長 岡川 仁司

4 選定された団体の提案内容

(1) 指定管理料

| | |
|------------------|-------------|
| 指定管理料総額 | 96,530,000円 |
| 年度ごとの指定管理料 令和8年度 | 19,306,000円 |
| 令和9年度 | 19,306,000円 |
| 令和10年度 | 19,306,000円 |
| 令和11年度 | 19,306,000円 |
| 令和12年度 | 19,306,000円 |

(2) 事業内容等

- ・経験のある職員が施設の管理・運営を行うことで修繕等の初期対応を実施しコスト削減に努めます。
- ・個人で所有していない方にも利用いただけるよう貸出の弓具を備えます。
- ・未経験者（初心者）から有段者、全国規模の大会の出場者まであらゆるレベルに応じた対応ができるよう体制をととのえることで、すべての市民に開かれた利用しやすく魅力ある施設とします。
- ・鳥取市弓道場を鳥取市弓道協会の拠点として活用することで弓道の普及発展に努めます。

5 選定の理由

申請書類提出、提案説明を受け、質疑応答を行い審査選考した結果、施設の管理運営について実績があり、応募申請書での前向きな提案が評価された「鳥取弓道協会」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会

7 審査項目及び配点

| 審査項目 | 配点 |
|------------------------------------|-----|
| 1 管理運営の基本的な考え方 | |
| ①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5点 |
| ②市民の平等な利用が確保されているか | 5点 |
| 2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関するこ | |
| ①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 5点 |
| ②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5点 |
| ③外部委託の範囲は適正であるか | 5点 |
| ④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 5点 |
| ⑤経費削減や業務効率化の方策が優れているか | 5点 |
| ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5点 |
| 3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関するこ | |
| ①安定した運営ができる財務状況か | 5点 |
| ②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5点 |
| ③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 5点 |
| ④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 5点 |
| ⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5点 |
| ⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 5点 |
| 配点合計 | 70点 |

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | | | | | | 得点合計 |
|---------|--------------------------------------|------|---|---|---|---|---|------|
| | | ア | イ | ウ | エ | オ | カ | |
| 鳥取市弓道協会 | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 4 | 226 |
| | 1-②市民の平等な利用が確保されているか | 4 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 4 | 3 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 4 | |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 3 | 4 | 3 | — | 2 | 3 | |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化の方策が優れているか | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 3 | 3 | 3 | — | 2 | 3 | |
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 3 | 3 | 4 | — | 3 | 3 | |

| | | | | | | | | |
|--|----------------------------------|----|----|----|---|----|----|--|
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・ 人員配置となっているか | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に 確保されているか | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十 分に考えられているか | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-⑥個人情報の保護への対応、情報 の公開への対応は十分か | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 計 | 48 | 50 | 43 | — | 40 | 45 | |

議案第178号

鳥取市立武道館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市立武道館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

1 施設の名称

鳥取市弓道場

2 指定管理者

(1) 所在地 鳥取市布勢233番地1

(2) 名称 鳥取市弓道協会

(3) 代表者名 会長 岡川仁司

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市立武道館の指定管理者の指定について議決を得るためである。

議案第183号 鳥取市あおや郷土館の指定管理者の指定について

1 公の施設名

鳥取市あおや郷土館

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市栄町655番地
(団体名) 公益財団法人鳥取市文化財団
(代表者名) 理事長 木谷清人

4 選定された団体の提案内容

(1) 指定管理料（※鳥取市あおや和紙工房の指定管理料を含む。）

指定管理料総額 234,610,000円

年度ごとの指定管理料

| | |
|--------|-------------|
| 令和8年度 | 46,922,000円 |
| 令和9年度 | 46,922,000円 |
| 令和10年度 | 46,922,000円 |
| 令和11年度 | 46,922,000円 |
| 令和12年度 | 46,922,000円 |

(2) 事業内容等

鳥取市あおや郷土館

メインテーマ「文化とジオのミュージアム」

展示開催事業

企画展示（鳥取西地域の歴史・文化等に関する企画展）

館蔵品展

市民による作品の発表の場 等

教育普及事業

体験イベント

講座・講演・ギャラリートーク

職場体験受け入れ 等

地域との連携事業

地域・関連団体・財団管理施設との連携（イベント開催の協力等）

青谷町ガイドネットワークの活動支援 等

情報発信事業

ホームページの充実

資料の調査研究・収集保存

5 選定の理由

応募は公益財団法人鳥取市文化財団1団体でした。安定的な管理運営が評価されたため、「(公財)鳥取市文化財団」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会

7 配点

| 審査項目 | 配点 |
|---|----|
| 1 管理運営の基本的な考え方 | |
| ①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5点 |
| ②市民の平等な利用が確保されているか | 5点 |
| 2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関するこ | |
| ①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか | 5点 |
| ②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5点 |
| ③外部委託の範囲は適正であるか | 5点 |
| ④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 5点 |
| ⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 5点 |
| ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5点 |
| 3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関するこ | |
| ①安定した運営ができる財務状況か | 5点 |
| ②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5点 |
| ③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 5点 |
| ④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 5点 |
| ⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5点 |
| ⑥情報の公開への対応、個人情報の保護への対応は十分か | 5点 |
| 4 地域及び市民に対する貢献 | |
| ①鳥取市内に本店又は主たる事務所を置いているか | 2点 |
| ②地元との連携や協働による事業や社会貢献活動など、具体的な提案があるか | 5点 |
| ③市民を雇用する計画があるか（現在の施設従事者の継続雇用に配慮されているか） | 3点 |
| 5 その他 | |
| ①関係法令にかかる監督行政機関から指導等を受けていないか | 2点 |
| ②障がい者雇用について法定雇用率を満たしている若しくは障がい者雇用の義務のない法人等で障がい者を雇用しているか | 2点 |
| ③障がい者就労支援施設等を活用（清掃業務の委託、物品の調達等）する計画があるか | 2点 |
| ④鳥取市男女共同参画かがやき企業やそれに同等の認定を受けてい | 2点 |

| | |
|--|----------------|
| る、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか | |
| ⑤環境に配慮した取り組みがなされているか（ISO14001・TEAS I種規格やそれに同等の環境配慮活動の認証を受けている、又は指定管理期間開始までに認証予定であるか） | 2点 |
| 6 現指定管理者の管理実績評価 | 上記1～5の得点合計の10% |
| 配点合計 | 99点 |

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | | | | | | 得点合計 |
|---------------|-------------------------------|------|----|----|---|----|----|------|
| | | ア | イ | ウ | エ | オ | カ | |
| 公益財団法人鳥取市文化財団 | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 4 | 4 | 3 | | 4 | 4 | 19 |
| | 1-②市民の平等な利用が確保されているか | 4 | 4 | 3 | | 3 | 4 | 18 |
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか | 4 | 3 | 3 | | 4 | 4 | 18 |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 3 | 4 | 3 | | 4 | 4 | 18 |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 4 | 3 | 4 | | 4 | 4 | 19 |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 3 | 3 | 3 | | 3 | 3 | 15 |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 3 | 4 | 3 | | 3 | 3 | 16 |
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 4 | 4 | 3 | | 3 | 3 | 17 |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 3 | 4 | 3 | | 4 | 3 | 17 |
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 4 | 4 | 4 | | 4 | 4 | 20 |
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 4 | 3 | 3 | | 4 | 4 | 18 |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 4 | 4 | 3 | | 4 | 4 | 19 |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 4 | 3 | 3 | | 4 | 4 | 18 |
| | 3-⑥情報の公開への対応、個人情報の保護への対応は十分か | 3 | 4 | 3 | | 3 | 4 | 17 |
| | 計 | 51 | 51 | 44 | | 51 | 52 | 249 |

| | |
|---------------|------------|
| 11月定例教育委員会 資料 | |
| 令和7年11月25日(火) | |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

鳥取市さじコスモスの館の指定管理者の指定について

1 公の施設名

鳥取市さじコスモスの館

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)
(公募施設)

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市佐治町加瀬木2519番地13
(団体名) 株式会社さじ式拾壹
(代表者名) 代表取締役 小谷 繁喜

4 選定された団体の提案内容

(1) 指定管理料

| | |
|------------------|------------|
| 指定管理料総額 | 9,765,000円 |
| 年度ごとの指定管理料 令和8年度 | 3,255,000円 |
| 令和9年度 | 3,255,000円 |
| 令和10年度 | 3,255,000円 |

(2) 事業内容等

- ・団体で培ってきたノウハウを生かし、適切な施設の管理・運営及び食事提供を通して利用者サービスの向上に取り組みます。
- ・さじアストロパークとともに地域資源を活かした事前体験拠点として整備を進め、施設の魅力発信、来場者数の増加に努めます。
- ・町内他施設、地域団体と連携することで相乗効果を生み出し、施設及び地域全体の発展に繋げていきたいと考えています。

5 選定の理由

申請書類提出、提案説明を受け、質疑応答を行い審査選考した結果、施設の管理運営について実績があり、応募申請書での前向きな提案が評価された「株式会社さじ式拾壹」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会

7 審査項目及び配点

| 審査項目 | 配点 |
|--------------------------|----|
| 1 管理運営の基本的な考え方 | |
| ①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5点 |
| ②市民の平等な利用が確保されているか | 5点 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| 2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関するこ | |
| ①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 5点 |
| ②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5点 |
| ③外部委託の範囲は適正であるか | 5点 |
| ④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 5点 |
| ⑤経費削減や業務効率化の方策が優れているか | 5点 |
| ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5点 |
| 3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関するこ | |
| ①安定した運営ができる財務状況か | 5点 |
| ②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5点 |
| ③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 5点 |
| ④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 5点 |
| ⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5点 |
| ⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 5点 |
| 配点合計 | 70点 |

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | | | | | | 得点合計 |
|---------------|--------------------------------------|------|---|---|---|---|---|------|
| | | ア | イ | ウ | エ | オ | 力 | |
| 株式会社さ じ式拾壹 | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | 238 |
| | 1-②市民の平等な利用が確保されているか | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 4 | |
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 4 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 4 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化の方策が優れているか | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 4 | 3 | 4 | — | 4 | 3 | |
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 4 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 3 | 3 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |

| | | | | | | | | |
|--|----------------------------------|----|----|----|---|----|----|--|
| | 3-⑥個人情報の保護への対応、情報 の公開への対応は十分か | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 計 | 48 | 50 | 45 | — | 49 | 46 | |

議案第186号

鳥取市さじコスモスの館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市さじコスモスの館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤 義彦

1 施設の名称

鳥取市さじコスモスの館

2 指定管理者

(1) 所在地 鳥取市佐治町加瀬木2519番地3

(2) 名称 株式会社さじ式拾壱

(3) 代表者名 代表取締役 小谷繁喜

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市さじコスモスの館の指定管理者の指定について議決を得るためである。

| | |
|---------------|------------|
| 11月定例教育委員会 資料 | |
| 令和7年11月25日(火) | |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

鳥取市若葉台スポーツセンターの指定管理者の指定について

1 公の施設名

鳥取市若葉台スポーツセンター

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)
(公募施設)

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市蔵田423番地
(団体名) 一般財団法人鳥取県サッカー協会
(代表者名) 会長 池田 洋二

4 選定された団体の提案内容

(1) 指定管理料

| | |
|------------------|--------------|
| 指定管理料総額 | 152,565,000円 |
| 年度ごとの指定管理料 令和8年度 | 30,513,000円 |
| 令和9年度 | 30,513,000円 |
| 令和10年度 | 30,513,000円 |
| 令和11年度 | 30,513,000円 |
| 令和12年度 | 30,513,000円 |

(2) 事業内容等

- ・サッカーをはじめとするスポーツを「する」「観る」「支える(育てる)」施設として、市民の皆さんやサッカーに関わる人々が「使いたい」「観たい」「関わりたい」と思っていただけるような施設管理を行っていきます。
- ・サッカー競技のみならず市民の集まることが出来る公共施設であるため、多くの活動に開放していく方向性を持った運営を行います。
- ・国内トップレベルの大会や研修会を開催し、市民に最高のスポーツ環境や研修機会を提供します。
- ・現在も専門性のある職員を雇用していますが、今後は委託している芝生のメンテナンスができる方を受け入れたいと考えています。

5 選定の理由

申請書類提出、提案説明を受け、質疑応答を行い審査選考した結果、施設の管理運営について実績があり、応募申請書での前向きな提案が評価された「一般財団法人鳥取県サッカー協会」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会

7 審査項目及び配点

| 審査項目 | 配点 |
|------------------------------------|-----|
| 1 管理運営の基本的な考え方 | |
| ①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5点 |
| ②市民の平等な利用が確保されているか | 5点 |
| 2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関するこ | |
| ①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 5点 |
| ②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5点 |
| ③外部委託の範囲は適正であるか | 5点 |
| ④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 5点 |
| ⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 5点 |
| ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5点 |
| 3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関するこ | |
| ①安定した運営ができる財務状況か | 5点 |
| ②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5点 |
| ③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 5点 |
| ④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 5点 |
| ⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5点 |
| ⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 5点 |
| 配点合計 | 70点 |

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | | | | | | 得点 合計 |
|-----------------|--------------------------------------|------|---|---|---|---|---|----------|
| | | ア | イ | ウ | エ | オ | カ | |
| (一財) 鳥取市教育福祉振興会 | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 4 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | 254 |
| | 1-②市民の平等な利用が確保されているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか（自主事業を含む） | 3 | 3 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 3 | 3 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 4 | 4 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 3 | 4 | 3 | — | 4 | 3 | |
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 3 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 4 | 3 | 4 | — | 4 | 4 | |

| | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|----|----|----|---|----|----|--|
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5 | 4 | 4 | — | 4 | 4 | |
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 3 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 4 | 3 | 3 | — | 3 | 4 | |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 4 | 4 | 3 | — | 4 | 4 | |
| | 3-⑥個人情報の保護への対応、情報の公開への対応は十分か | 3 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | |
| | 計 | 51 | 51 | 47 | — | 53 | 52 | |

議案第187号

鳥取市若葉台スポーツセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鳥取市若葉台スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

鳥取市長 深澤義彦

1 施設の名称

鳥取市若葉台スポーツセンター

2 指定管理者

- (1) 所在地 鳥取市蔵田423番地
- (2) 名称 一般財団法人鳥取県サッカー協会
- (3) 代表者名 会長 池田洋二

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、鳥取市若葉台スポーツセンターの指定管理者の指定について議決を得るためである。

| | |
|---------------|------------|
| 11月定例教育委員会 資料 | |
| 年月日 | 令和7年11月25日 |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

財産の取得について 【Axi s バードスタジアム大型映像装置の主要設備更新】

1 事業の目的

Axi s バードスタジアムの大型液晶装置は、設置（平成24年度運用開始）してから10年以上が経過し、メーカー品のサポート終了などが散見されるようになってきました。そういった中、継続して保守を受けるために主要部品について購入（更新）するものです。

2 財産の概要

名称 塔時計・45分計制御設備（一式）

数量 一式

機能 試合進行のタイマーとして使用する塔時計と45分競技時計です。

正確なパルス制御で時刻ズレを防ぎます。

4 取得金額

金24,530,000円（税込み）

5 取得の相手方

東京都港区港南一丁目7番1号

ソニーマーケティング株式会社

B2Bビジネス本部 エンタープライズ営業部門

ロケーションエンタテインメント営業部

統括部長 天城 秀啓

